平成３１・３２年度
弘前市指名競争（一般競争）入札参加資格審査申請の手引き
（測量・建設コンサルタント等）

市内業者及び市内扱い希望業者用（定期の審査用）

１　有資格者になるための主な条件

（１）地方自治法施行令第１６７条の４第１項に該当しない者であること。
（２）地方自治法施行令第１６７条の４第２項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後３年以内で市長が定める期間を経過しない者に該当しない者であること。
（３）申請に際し、申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者でないこと。
（４）平成３１年４月１日時点において２年間以上の営業実績があること。
（市内扱い希望業者の場合は委任先の支店等の実績）
（５）申請日時点において直前２年の各年度における市税に未納がないこと。
（６）申請日時点において法人税（申告所得税）、消費税及び地方消費税に未納がないこと。
（７）市内の本店、支社・支店・営業所・出張所等が常時営業拠点として機能し、日常的に業務が行われていること。

※市内扱い希望業者・・・常時営業拠点として機能し、日常的に業務が行われている支社・支店・営業所・出張所等が弘前市内にあり、これら名義で、見積書・入札書・請求書等の提出及び契約の締結が可能な業者

２　申請書の提出方法、受付期間及び受付時間

（１）提出方法
①フラットファイル（Ａ４Ｓ型・緑色）の表紙と背表紙に、商号又は名称を記入してください。
②「５　提出書類」の順番に並べて、左とじに綴ってください。
（綴らない書類もありますので、12 ページの提出書類一覧表で確認してください。）
③申請書の内容を説明できるかたが、受付窓口へお持ちください。ただし、配達記録が手元に残る方法に限り郵送、宅配便での申請を受け付けます。

（２）受付期間

平成３０年１１月１日（木）から平成３０年１１月３０日（金）まで

（郵送、宅配便の場合は必着）

※受付期間の後半は申請が集中することが予想されますので、期日に余裕を持って行うようお願いします。

（３）窓口受付時間

９時から１５時まで（土日祝日と 12 時から 12 時 45 分までを除く）

３　入札参加資格の有効期間

定期の審査の結果による入札参加資格の有効期間は、平成３１年４月１日から平成３３年３月３１日までの２年間（※改元期日以降の日を旧元号により表示しているものは新元号に読み替え、有効なものとして取り扱います。）

４　申請書の提出先及び問い合わせ先

〒036-8551
青森県弘前市大字上白銀町１－１
弘前市企画部法務契約課契約係
電話　0172-35-1137（ダイヤルイン）

５　提出書類

提出する書類は次のとおりです。
※様式は、市ホームページよりダウンロードしてください。
（http://www.city.hirosaki.aomori.jp/jouhou/keiyaku/sinsei/teiki.html）
原則、窓口では配布いたしません。
※申請書類の基準日は、申請日現在とします。

（１）指名競争（一般競争）入札参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）
（市様式）
「６　提出書類の記載要領」に従って記載してください。
（２）営業所一覧表（任意様式）…市内扱い希望業者のみ
（３）測量等実績調書（市様式）
直前２事業年度分について提出してください。

（４）登記簿謄本等の写し（申請日前３か月以内に発行されたもの）

①法人の場合

登記簿謄本又は履歴（現在）事項全部証明書（各法務局で交付します）

②個人の場合

・身分証明書（弘前市に本籍があるかたは当市で交付します）

ただし、有資格者として新規に登録を希望する者にあっては、平成 ２９年度営業証明書も提出してください。（弘前市に本籍があるかたは当市で交付します）

（５）登録証明書等の写し

証明書として交付できる業種はすべて登録証明書の写しの添付が必要です。

（申請日前３か月以内に発行されたもの）

土木関係建設コンサルタント業務など証明書が交付できない場合は、登録通知書の写しを添付してください。

（６）財務諸表類の写し

①法人の場合…直前２年間決算に関する貸借対照表及び損益計算書

②個人の場合…平成２８・２９年分の確定申告書、青色申告決算書、収支内訳書のいずれか

（７）納税証明書の写し（申請日前３か月以内に発行されたもの）

①国税の未納のない証明（各税務署で交付します）

ア 法人の場合…法人税と消費税及び地方消費税（様式その３の３又はその３）

イ 個人の場合…申告所得税と消費税及び地方消費税（様式その３の２又はその３）

※納税証明書の交付請求をする際には、**事前に最寄りの税務署に必要書類（納税証明書交付請求書、委任状等）を確認するようにしてください。**

詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

(http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/nofu-shomei/shomei/01.htm)

なお代理人が請求する場合は委任状が必要です。

※e-Tax（国税電子申告・納税システム）を利用しているかたはオンラインで納税証明書の交付請求ができます。

②市税の平成２９年度分（当市で交付します）

ただし、有資格者として新規に登録を希望する者にあっては、平成２８・２９年度分

ア　法人の場合…法人市民税と固定資産税

イ　個人の場合…市県民税と固定資産税

※非課税の場合は所得課税証明書

（８）指名競争（一般競争）入札参加資格審査申請受付票（市様式）

※申請書を郵送等で提出する場合は返信用封筒（切手貼付）を必ず同封すること。

（９）業者カード（市様式）

「７　業者カード記載要領」に従って記載してください。

（１０）技術者経歴書（市様式）

「６　提出書類の記載要領」に従って記載してください。

（１１）使用印鑑届（市様式）

（１２）印鑑証明書の写し（申請日前３か月以内に発行されたもの）

①法人の場合…各法務局で交付します。

②個人の場合…弘前市において印鑑登録のあるかたは当市で交付します。

（１３）委任状（市様式：支社・支店・営業所・出張所等用）

市内扱い希望業者が市内の支社・支店・営業所・出張所等に委任する場合は提出してください。

（１４）入札（見積合せ）参加委任状（市様式）…希望者のみ

資格の有効期間を通して入札・見積合せ等を代理人に委任する場合は提出してください。

（入札・見積合せに参加するかたを事前に登録するもの）

・今回の申請で委任できるのは、平成 31 年４月１日から平成 33 年３月 31 日までです。

・複数業種に申請する（物品・役務や建設工事にも申請する）場合は、いずれかの申請に一部提出してください。ただし、業種により受任者が異なる場合は、業種ごとに提出してください。

・同一人が複数業者の受任者となることはできません。

・代理人の印鑑においてスタンプ印は使用できません。

（１５）職員調書（市様式）

「６　提出書類の記載要領」に従って記載してください。

（１６）弘前市登録業者実態調査票（市様式）…新規に登録を希望する者のみ

複数業種に申請する（物品・役務や建設工事にも申請する）場合は、いずれかの申請に一部提出してください。

ただし、業種により委任先が異なる場合は、業種ごとに提出してください。

（１７）資本関係・人的関係に関する調書（市様式）…該当する者のみ

会社法第２条第３号の２及び第４号の２に規定する親会社等・子会社等に該当するか、又は役員等の兼務について記載してください。

※申請者が、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務を希望し、かつ国土交通大臣の定めた登録規程による登録業者であるときは、各登録規程による現況報告書の副本の写し（直前２年分。国土交通大臣に提出しその確認印を受けたものに限る。）の提出があれば、当該業種に係る（３）の書類や（４）、（６）の書類を省略することができます。

６　提出書類の記載要領

（１）指名競争（一般競争）入札参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）

測量・建設コンサルタント等業務の業種区分は、測量・建築関係建設コンサルタント業務・土木関係建設コンサルタント業務・地質調査業務・補償関係コンサルタント業務の５業種とします。

⒜　この申請書は、本店（本社）で作成してください。したがって、申請者は本店（本社）の代表者となりますので、印鑑は実印を押印してください。

⒝　「01　適格組合証明」欄には、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和 41 年法律第 97 号）第２条第１項第４号に該当する組合について、経済産業局長又は沖縄総合事務局長が発行する官公需適格組合証明書の取得年月日及び番号を記載してください。

⒞　申請年月日は提出年月日を記載してください。

⒟　「02　本社（店）郵便番号」から「10　メールアドレス」までの各欄には、以下に従い左詰めで記載してください。

⑴　フリガナの欄はカタカナで記載してください。なお、「03　本社（店）住所」欄の都道府県及び「04　商号又は名称」欄の株式会社等法人の種類を表す文字についてはフリガナは不要です。

⑵　「03　本社（店）住所」欄には、「丁目」及び「番地」の文字は「－（ハイフン）」により省略して記載してください。また、登記簿上の本店の住所を記載してください。

⑶　「04　商号又は名称」欄には、株式会社等法人の種類を表す文字は下記の略号を用いて、登記簿上の本店を記載してください。なお、文字が欄の中に収まらない場合には、適宜欄を追加してください。

種類	株式会社	有限会社	合資会社	合名会社	協同組合	協業組合	企業組合	合同会社	一般財団法人	一般社団法人	公益財団法人	公益社団法人
略号	（株）	（有）	（資）	（名）	（同）	（業）	（企）	（合）	（一財）	（一社）	（公財）	（公社）

⑷　「05　代表者氏名」欄での氏名（フリガナを含む）については、姓と名前との間は１文字分あけて記載してください。なお、代表者の役職については、フリガナは不要です。

⑸　「06　担当者氏名」欄には、申請事務の担当者を記載してください。

⑹　「07　本社（店）電話番号」、「08　担当者電話番号」及び「09　本社（店）ＦＡＸ番号」欄には、市外局番、市内局番及び番号それぞれ「－（ハイフン）」で区切り、（　）は用いないでください。

⒠　「11　登録等を受けている事業」欄には、次の区分に従い、各々該当する場合に記載してください。

(ｲ) 測　量　業　者　測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第５５条による登録を受けている場合
(ﾛ) 建 築 士 事 務 所　建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第２３条による登録を受けている場合
(ﾊ) 建設コンサルタント　建設コンサルタント登録規定（昭和 52 年建設省告示第 717 号）第２条による登録を受けている場合
(ﾆ) 地 質 調 査 業 者　地質調査業者登録規定（昭和 52 年建設省告示第 718 号）第２条による登録を受けている場合
(ﾎ) 補償コンサルタント　補償コンサルタント登録規定（昭和 59 年建設省告示第 1341 号）第２条による登録を受けている場合
(ﾍ) 不動産鑑定業者　不動産の鑑定評価に関する法律（昭和 38 年法律第 152 号）第２２条による登録を受けている場合
(ﾄ) 土地家屋調査士　土地家屋調査士法（昭和２５年法律第 228 号）第８条による登録を受けている場合（土地家屋調査士が２人以上所属しているときは、１人のみについて記載してください。）
(ﾁ) 司　法　書　士　司法書士法（昭和 25 年法律第 197 号）第８条による登録を受けている場合
(ﾘ) 計量証明事業者　計量法（平成４年法律第 51 号）第 107 条による登録を受けている場合
(ﾇ) その他の登録等を受けている場合には、登録事業名等を空白の欄に記載してください。

(f) 「12　測量等実績高」の各欄には、以下によって記載してください。

(ｲ) 「②　直前２年度分決算」、「③　直前１年度分決算」、「④　直前２か年間の年間平均実績高」の各欄は、「①　競争参加希望業種区分」の「測量」、「建築関係建設コンサルタント業務」、「土木関係建設コンサルタント業務」、「地質調査業務」、「補償関係コンサルタント業務」の各業種のうち希望する業種について記載してください。

(ﾛ) 「③　直前１年度分決算」とは、審査基準日直前に確定した決算を含む過去１年間の決算を、「②　直前２年度分決算」とは直前１年度分決算の前の決算を、「④　直前２か年間の年間平均実績高」とは両決算の合計を２で除して得た額（千円未満四捨五入）をそれぞれいいます。

なお、決算が１事業年度１回の場合には、「②　直前２年度分決算」及び「③　直前１年度分決算」の各欄のうち右側欄のみに記載してください。

(ﾊ) 各々の金額については消費税を含まない額とします。また、希望する業種以外の業種の実績高は「その他」の欄にその額を記載し、実績がない業種を希望する場合には「０」を記載してください。

（例）直前２か年間の年間平均実績高

「測量」、「土木関係建設コンサルタント業務」、「地質調査業務」の３業種を希望する場合

「測量」　　５，２６４，８００円

「土木関係建設コンサルタント業務」　２３，１００，０００円

「地質調査業務」　実績なし

①競争参加資格 希望業種区分		④直前２か年間の 年間平均実績高 （千円）
測量		5265
建築関係建設コンサルタント業務		
土木関係建設コンサルタント業務		23100
地質調査業務		0

(ニ)　直前２か年の間に創業や営業年度の変更等があった場合は、以下の例により算定してください。

（Ⅰ）　営業年度を変更したため、審査基準日の直前２か年間に含まれる各営業年度の月数の合計が 24 ヶ月に満たない場合

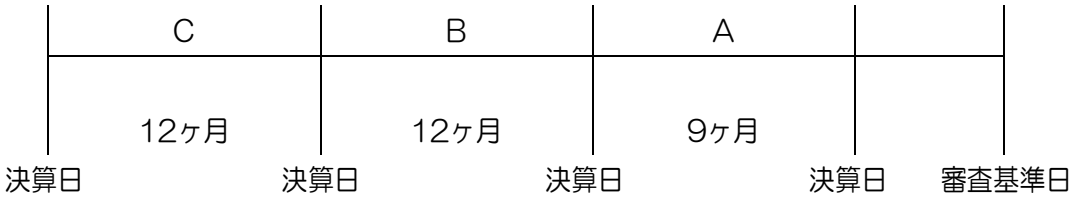

直前２年の各営業年度の合計月数・・・・・・・（Ａ＋Ｂ＝２１ヶ月）

不足月数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４－２１＝３ヶ月

計算式　$\dfrac{A+B+(C\times 3/12)}{2}$　＝直前２か年間の年間平均実績高

（Ⅱ）　新規に営業を開始した事により合計月数が２４ヶ月に満たない場合

計算式　各営業年度の実績高の合計額×１／２＝直前２か年間の年間平均実績高

（Ⅲ）　個人企業から会社組織に移行しかつ現企業と前企業とが同一性を保持していると認められる場合、又は他の企業を吸収合併した場合

移行前の企業、吸収合併前の企業等の契約実績（ただし、現企業の主として請負う業種と同業種の契約実績に限ります）も実績高に含めてください。

(g)　「13　登録部門及び希望業務の確認」欄には登録を受けている部門の下の「登録」欄に○印を、業務を希望する場合は下の「希望」欄に○印を記載してください。

なお、測量一般、地図の調整、航空測量、建築一般、不動産鑑定は法律上の登録がなければ希望できません。

(h) 「14　有資格者数」欄には、該当する資格等に審査基準日の前日における該当者の人数を記載してください。

なお、１人で２以上の資格を有しているものがある場合は、重複して計上してください。ただし、１・２級、土・土補の資格を有している場合は上位のもののみ計上してください。

(i) 「15　自己資本額」の各欄には、次により記載してください。

(イ) 「①払込資本金」とは、法人にあっては払込済の額を、個人にあっては次期繰越資本金を、組合にあっては組合の基本財産と組合員の払込資本金との合計額をいい、「②準備金・積立金」とは法定準備金（資本準備金及び利益準備金）と任意積立金（退職手当積立金等）との合計額（ただし、組合にあっては組合の利益準備金及び特別積立金と組合員の法定準備金及び任意積立金との合計額）をいいます。

(ロ) 「直前決算時」及び「剰余（欠損）金処分」の各欄には審査基準日直前の決算により記載してください。

(j) 「16　営業年数等」の「④営業年数」欄には、競争参加資格希望業種に係る事業の開始日（２業種以上の時は最も早い開始日）から基準日までの期間から、当該事業を中断した期間を控除した期間（１年未満切捨て）を記載してください。

組織変更、家業相続等が行われ、かつ現企業と前企業が同一性を保持していると認められる場合は、前企業の創業時をとることができます。

また、企業の合併がおこなわれたときは、合併前の各企業のうち古いものの創業時をとることができます。

(k) 「17　常勤職員の数」の「①技術職員」及び「②事務職員」の各欄には、審査基準日の前日において常時雇用している従業員のうち、専ら測量等業務に従事している職員の数を、「③その他の職員」欄には、それ以外の職員の数を記載してください。また、「④計」欄には、法人にあっては常勤役員の数を内数で記載してください。なお、各欄の数値は右詰めとします。

（２）測量等実績調書

様式の末尾にある記載要領に従って記載することとし、本表が１枚で終わらない場合には、同一の様式を用いて引き続き記載してください。

（３）技術者経歴書

希望する業種のすべての技術職員について作成してください。

様式の末尾にある記載要領に従って記載することとし、本表が１枚で終わらない場合には、同一の様式を用いて引き続き記載してください。（市内扱い希望業者は中央公契連統一様式での提出も可とします。）

記載した技術者について、資格を証明する書類及び雇用を確認できる書類の写しの添付は不要です。

ただし、審査の必要上、任意に技術者を抽出し、資格や雇用を確認できる書類の提出を求めることがあります。

「雇用を確認できる書類」：雇用保険被保険者証、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、雇用保険被保険者資格喪失届、直近の標準報酬決定通知書、健康保険被保険者証、法人税確定申告書の役員報酬欄、所得税確定申告書の専従者欄等

「資格を証明する書類」：資格の種類に応じて以下の書類（実務経験の場合は実務経験証明書）

資格の種類	書類の種類	交付者等
測量士及び測量士補	登録証明書	国土地理院長
土地家屋調査士	登録証明書	日本土地家屋調査士連合会会長
構造設計１級建築士 設備設計１級建築士	資格者証	日本建築士会連合会会長
建築士	免許証	国土交通大臣または都道府県知事
建築設備資格者	合格証書または更新講習 受講証書、登録証	合格証等は建築技術普及センター理事長、登録証は建築設備技術者協会会長
建築積算資格者	登録証、登録証明書	日本建築積算協会会長
技術士	技術士登録等証明書	日本技術士会会長
国土交通大臣認定者（土木）	認定通知書	国土交通大臣
ＲＣＣＭ	登録等証明書	建設コンサルタンツ協会会長
土木施工管理技士	合格証明書	国土交通大臣
土地区画整理士	合格証明書	国土交通大臣
環境計量士	登録証	経済産業大臣
国土交通大臣認定者（地質）	認定通知書	国土交通大臣
地質調査技士	登録証	地質調査業協会連合会会長
補償業務管理士	資格証書	日本補償コンサルタント協会会長
不動産鑑定士及び不動産鑑定士補	登録証明書	国土交通大臣
国土交通大臣認定者（補償）	認定通知書	国土交通大臣

（４）職員調書（市内扱い希望業者のみ）

市内扱いを希望されるかたは必ず提出してください。

弘前市にある支社・支店・営業所・出張所等にいる常勤職員について記載してください。

希望する業種ごとに作成してください。

なお、記載した職員について、資格を証明する書類及び雇用を確認できる書類の写しの添付は不要です。

ただし、審査の必要上、任意に職員を抽出し、資格や雇用を確認できる書類の提出を求めることがあります。

7　業者カード記載要領

（1）申請人欄について

法人の場合は本社又は本店の内容を記載し、個人の場合は本人の内容を記載してください。（※必ず会社名及び屋号のフリガナを記載してください。なお、法人の種類を表す文字は略号を用い、フリガナは記載しないでください。）

（2）当市との契約を委任された支社・支店・営業所欄について

支社・支店・営業所・出張所等の内容を記載してください。ただし、本社・本店（単独店）の場合は不要です。

（3）経営規模欄について

①営業年数　　申請書の「営業年数等」の④営業年数を転記してください。

②総職員数　　申請書の「常勤職員の数」の④計を転記してください。

③資本金　　登記簿謄本又は履歴（現在）事項全部証明書に記載されている資本金の額を転記してください。

④自己資本額　　申請書の「自己資本額」の④計の合計額を転記してください。

（4）登録業者の登録部門欄について

（土木関係建設コンサルタント業務・補償関係コンサルタント業務のみ）

下表を参考に該当する登録部門の番号に〇印を記載してください。

1	河川・砂防及び海岸・海洋部門	2	港湾及び空港部門	3	電力土木部門	4	道路部門
5	鉄道部門	6	上水道及び工業用水道部門	7	下水道部門	8	農業土木部門
9	森林土木部門	10	水産土木部門	11	廃棄物部門	12	造園部門
13	都市計画及び地方計画部門	14	地質部門	15	土質及び基礎部門	16	鋼構造及びコンクリート部門
17	トンネル部門	18	施設計画、施工設備及び積算部門	19	建設環境部門	20	機械部門
21	電気電子部門						
22	土地調査部門	23	土地評価部門	24	物件部門	25	機械工作物部門
26	営業補償・特殊補償部門	27	事業損失部門	28	補償関連部門	29	総合補償部門

（5）希望業種欄について

希望する業種についてのみ、記載してください。

①登録区分

ア　希望業種が測量、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務の場合

…　国土交通省の登録規定により登録している業種である場合は「１」、それ以外は「２」を記載してください。

イ　希望業種が建築関係建設コンサルタント業務の場合

…　建築士事務所の登録を受けている場合は「１」、それ以外は「２」を記載してください。

②種類別年間平均実績高

申請書の「測量等実績高」の④直前２か年間の年間平均実績高を転記してください。

③有資格者

別表を参考に有資格者の人数を記載してください。

８　資格審査の結果の通知・公表

有資格者と認定された者については、平成３１年３月下旬に市ホームページで公表します。

９　申請書等の記入内容変更

申請書・添付書類等の記入内容について変更があったときは、市の様式「登録申請内容変更通知書」により、その都度必ず届出してください。
また、希望業種の追加についても「登録申請内容変更通知書」で受付します。
必要書類については、様式の裏面の記載をご確認ください。
※市の様式は、下記アドレスからダウンロードできます。
（http://www.city.hirosaki.aomori.jp/jouhou/keiyaku/youshiki/sankashinsei_youshiki.html）

10　弘前市の各種証明書の交付について

弘前市より交付する各証明書については、下記のホームページから各証明書の交付に係る必要書類をダウンロードのうえ、受付窓口にて交付を受けてください。
なお、ご不明な点等がありましたら、各担当部署にお問い合わせください。
（http://www.city.hirosaki.aomori.jp/kurashi/todoke/shoumei.html）

【提出書類一覧表】

	提出書類及び添付書類	市内	市内扱い
①	指名競争（一般競争）入札参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）	◎	◎
②	営業所一覧表	×	◎
③	測量等実績調書（直前２事業年度分）	○	○
④	登記簿謄本又は履歴（現在）事項全部証明書の写し（法人の場合） 身分証明書の写し（個人の場合） 平成２９年度営業証明書の写し(個人で新規に登録を希望する場合のみ）	○	○
⑤	登録証明書等の写し	◎	◎
⑥	財務諸表類の写し（直前２年分）	○	○
⑦	納税証明書の写し　国税の未納のない証明	◎	◎
	市税の平成２９年度分 （新規に登録を希望する者は平成２８・２９年度分）	◎綴らない	◎綴らない
⑧	指名競争（一般競争）入札参加資格審査申請受付票	◎綴らない	◎綴らない
⑨	業者カード	◎綴らない	◎綴らない
⑩	技術者経歴書	◎綴らない	◎
⑪	使用印鑑届	◎綴らない	◎綴らない
⑫	印鑑証明書の写し	◎綴らない	◎綴らない
⑬	委任状	×	◎綴らない
⑭	入札（見積合せ）参加委任状	△綴らない	△綴らない
⑮	職員調書	×	◎綴らない
⑯	弘前市登録業者実態調査票（新規に登録を希望する者のみ）	◎綴らない	◎綴らない
⑰	資本関係・人的関係に関する調書（該当する者のみ）	◎綴らない	◎綴らない

※◎は必須、○は現況報告書の副本の写しを提出する場合は省略可、△は任意の提出書類

別　　表

業種区分	有　資　格　者	
測量	測量法（昭和24年法律第188号）による測量士の登録を受けている者	測量法による測量士補の登録を受けている者（測量士の登録を受けている者を除く。）
建築関係建設コンサルタント業務	建築士法（昭和25年法律第202号）による構造設計１級建築士証の交付を受けている者、設備設計１級建築士証の交付を受けている者、１級建築士の免許を受けている者（構造設計１級建築士証又は設備設計１級建築士証の交付を受けている者を除く。）及び建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第17条の18の建築設備士である者	建築士法による２級建築士の免許を受けている者（１級建築士の免許を受けている者を除く。)及び公益社団法人日本建築積算協会の行う建築積算士試験（建築積算資格者試験）に合格し、登録を受けている者
土木関係建設コンサルタント業務	技術士法（昭和58年法律第25号）による第２次試験のうち技術部門を機械部門（選択科目を機械設計、流体工学又は交通・物流機械及び建設機械とするものに限る。）、電気電子部門、建設部門、農業部門（選択科目を農業土木とするものに限る。）、森林部門（選択科目を森林土木とするものに限る。）、水産部門（選択科目を水産土木とするものに限る。）、情報工学部門若しくは応用理学部門（選択科目を地質とするものに限る。）に合格、又は総合技術監理部門（選択科目を上記各部門の選択科目（電気電子部門、建設部門及び情報工学部門にあってはそれぞれいずれかの選択科目）とするものに限る。）に合格し、同法による登録を受けている者、アジア太平洋経済協力(APEC)が取りまとめた「APECｴﾝｼﾞﾆｱ･ﾏﾆｭｱﾙ」に基づき、日本政府と相互免除の合意をしている政府において、当該国内に設立したﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ委員会に登録され、かつ追加審査が必要な場合はそれに合格している者	建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定のうち検定種目を１級の土木施工管理とするものに合格した者、計量法（平成４年法律第51号）による計量士（環境計量士（濃度関係）及び環境計量士（騒音・振動関係）に限る。）の登録を受けている者、電気事業法（昭和39年法律第170号）による第１種電気主任技術者免状の交付を受けている者、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）による第１種伝送交換主任技術者資格者証の交付を受けている者及び線路主任技術者資格者証の交付を受けている者並びに一般社団法人建設コンサルタンツ協会の行うＲＣＣＭ資格試験に合格し、登録を受けている者
地質調査業務	技術士法による第２次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を土質及び基礎とするものに限る。）若しくは応用理学部門（選択科目を地質とするものに限る。）とするものに合格、又は総合技術監理部門（選択科目を上記各部門の選択科目とするものに限る。）に合格し、同法による登録を受けている者	一般社団法人全国地質調査業協会連合会の行う地質調査技士資格検定試験に合格し、登録を受けている者
補償関係コンサルタント業務		不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）による不動産鑑定士の登録を受けている者、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）による土地家屋調査士の登録を受けている者、司法書士法（昭和25年法律第197）号による司法書士の登録を受けている者、及び一般社団法人日本補償コンサルタント協会の付与する補償業務管理士の資格を有し、登録を受けている者